



『若者の消費者トラブル～被害者にも 加害者にもさせないために～』

18 歳、19 歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的に、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。しかし、知識や経験の乏しさ、未成年者取消権の喪失により「美」「金」に関する消費者トラブルの相談が多く寄せられています。



消費者トラブルに精通した弁護士を講師に迎え、“若者の消費者トラブルの最新情報”と、被害者にも加害者にもならないよう“トラブルに巻き込まれない力を身に付けるポイント”を講話していただきます。

消費者トラブルは年齢問わず発生していますが、特に時代を担う若者に多く接する教職員やPTA関係者、保護者向けの「消費者教育の重要性を学べる機会」となりますので、ぜひご参加ください。

講 師：寺田 明弘 弁護士（ゆいま～る法律事務所代表）
日 時：令和7年12月20日（土）午後2時～4時
場 所：宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふく 講堂
定 員：50名（事前予約制／※先着順）
受講料：無料